

【兵庫県】（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市 以外）

※ 本編では各基準の抜粋を記載しておりますので、詳細につきましては各市町屋外広告物担当課へお問い合わせください。

兵庫県内（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市を除く）は、全域が許可基準を満たす必要のある許可地域です。

また、許可基準に加え、屋外広告物の掲出を原則禁止している区域（第1種～3種の禁止地域）、掲出を原則禁止している構造物（禁止物件）が定められています。

1. 許可地域における許可基準（抜粋）**1. 共通の基準**

- ① 広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺景観と調和させる。
- ② 掲出物件は塗装及び装飾し、表示面と調和させる。
- ③ ネオンサイン、電飾等を使用する場合は、昼間における美観維持に必要な対策を講じる。
- ④ 蛍光塗料又は反射光の強い塗料を使用しない。
- ⑤ 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区の境界から100m以内に掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せずかつ光源の点滅を禁止する。

2. 屋上を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
表示場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面からの突出禁止 ・支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

3. 壁面を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下（LEDサインを使用する場合1/16以下）	壁面の1/5以下（LEDサインを使用する場合1/20以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
その他の表示方法	・広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること ・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く） ・意匠が同一のものは、1壁面に1個（枚）	

4. 壁面より突出するもの

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止	

5. 自己の敷地に建植えるもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	・広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下（LEDサインを使用する場合は、1方向の表示面積の面積5㎡以下、表示面積10㎡以下） ・広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下（LEDサインを使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下）	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	・原則1.5m以下 ・LEDサインを使用する場合は10m以下 ・LEDサインを使用し、交通信号機からの距離が50m以下のときは5m以下	
その他の表示方法	—	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

6. 自己敷地外に建植えする一般的なもの（野立広告物）

区分	特定区域を除く許可地域
表示面積	・ 広告板 1 方向の表示の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、 表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ・ 広告塔 それぞれ接する 2 方向の表示面の面積の合計15㎡以下 （路端距離100m以上のものは30㎡以下） 表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	・ 広告板 5 m以下 ・ 広告塔 10m以下
相互距離	5 m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示場所	・ 特定区域への掲出禁止 ・ 交通信号機・踏切からの距離 5 m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は 2 色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

※ 著しく汚染しているもの、著しく破損し又は老朽化しているもの、信号機や道路標識に類似しているもの及び道路交通の安全を阻害する恐れのあるものは掲出できません。

2. 禁止物件（抜粋）

1. 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
2. 石垣、擁壁その他これらに類するもの
3. 街路樹及び路傍樹
4. 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
5. パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
6. 電柱、街灯、アーチの支柱及びアーケードの支柱その他これらに類するもの
7. 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
8. 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
9. 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
10. 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
11. 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
12. 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
13. 景観の形成等に関する条例による景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
14. 道路の路面

3. 禁止地域及び禁止物件における適用除外広告物（抜粋）

区分	自家用広告物（要許可） （表示面積5㎡以下・数量3以下は許可不要）	管理用広告物（許可不要）	案内誘導広告物（要許可） （例：自己敷地外に建植えするもの）
禁止地域	第1種	総面積10㎡以下 3個以下	総面積5㎡以下 2個以下
		〔設置場所〕 屋上広告物・突出広告物の禁止 〔色彩〕 彩度の高い色の色数2色以下、地色への彩度の高い色の使用 1/2以下(原則) 〔表示方法〕 建植広告物の高さ5m以下、ネオンサイン等禁止、光源の点滅禁止	※ 第1種禁止地域においては、特に必要と認められる場合に限る
		総面積20㎡以下 4個以下 原則として屋上広告物禁止	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止
	第2種	〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ7m以下 ネオンサイン等禁止(建築物利用除く)、光源の点滅禁止	一方向の表示面積2㎡以下 (集合広告物は合計8㎡以下、1個1㎡以下) 地上からの高さ3m以下(集合広告物は5m以下) 誘導距離10k m以内、相互間距離5m以上
		総面積30㎡以下 5個以下	彩度の高い色の色数2色以下 地色への彩度の高い色の使用1/2以下
	第3種	〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ10m以下、光源の急速な点滅禁止、高速道路沿道の屋上広告物は光源の点滅禁止、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの禁止	信号機、踏切からの距離5m以上 誘導表示面積1/4以上 ネオンサイン等禁止、光源の点滅禁止
禁止物件	〔表示面積〕 5㎡以下 〔数量〕 1物件につき1個 〔色彩〕 禁止地域と同じ	基準なし (禁止地域にあっては上記基準に適合していること)	掲出不可
その他	上記のほか、許可地域の許可基準（共通の基準、関係する個別基準等）に適合していること。		

【神戸市】

技術的基準の根拠規定	建物にとりつける広告物				電柱街灯柱にとりつける広告物	
	壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上に設置するもの	屋上広告塔	柱に直接塗装又は貼付するもの	柱から突出して取付けけるもの
施行規則	同一壁面面積の1/3以下	最大突出幅2m以下	高さが建築物の2/3以下	同左	(電柱) 縦1.5m以下 広告物の下端を電柱が地面に接する部分から1.8m以上離すこと	(電柱) 大きさ 縦1.2m以下 横0.45m以下
神戸市 景観計画	取付物件1個につき ①住居系地域30㎡以下 ②商工系地域70㎡以下	道路への突出幅は1m以下 (ただし、地上からの高さ10m以上のものは突出幅1.5m以下)	・高さ ①住居系地域10m以下 ②商工系地域20m以下			
	同一壁面に同一表示を複数掲出しないこと	歩道上の高さ2.5m以上 車道上の高さ4.5m以上	・表示面積 広告物を表示している面の正面から投影された建築物の立面図の面積の1/2以下		(街灯) 大きさ 縦0.4m以下 広告物の下端を街灯柱が地面に接する部分から1.5m以上離すこと	(街灯) 大きさ 縦0.8m以下 横0.4m以下
	取り付ける壁面からはみ出さないこと	表示面積(1面につき) ①住居系地域10㎡以下 ②商工系地域20㎡以下 (ただし、地上からの高さが10m以上の場合は30㎡以下)	建築物の屋上の区域からはみ出さないこと 脚部、骨組み等はルーバーの利用等により目立たないようにすること		(共通) 1本につき1個	(共通) 1本につき1個 歩道上2.5m以上 車道上4.5m以上 柱との間隔0.15m以下
		*道路占用許可基準あり			*道路占用許可基準あり	*道路占用許可基準あり
神戸市景観計画に基づく景観計画の区域内においては、別途基準あり						
全ての広告物(共通) (1) 広告物等は、その周囲の景観と調和させること。 (2) 夜間に公衆に表示することを目的とする広告物又は夜間に公衆に広告物を掲出することを目的とする物件であっても、その周囲の昼間の美観を損なわないように注意すること。 (3) 広告物等は、信号機及び道路標識と紛らわしいものにしないこと。 (4) 既設の広告物には、他の広告物を併設しないこと。 (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置によって、窓その他の建築物の開口部分をふさがないこと。 (6) 住居系地域においてネオン管その他の照明装置を広告物等に利用するときは、当該照明装置を点滅させないこと。 (7) 景勝地にあつては、広告物等は、自然の美観を損なわない意匠及び色彩とすること。 (8) 広告物等は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画に即したものとすること。 (9) 神戸市都市景観条例に規定する都市景観形成地域において、景観形成基準が定められた場合には、広告物等を当該基準に則したものとしよう努めること。 *住居系地域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、市街化調整区域 商工系地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域						

広告板	広告塔	鉄道・道路沿線の広告				
		沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	相互の距離	自家広告の除外基準
(地上広告物)						
<非自家用>	<自家用>	阪神高速3号神戸線		道路の両端から外側に向かって50mの区域かつ道路面より上方～15mの区域 禁止		禁止区域内7㎡以下 その他の区域10㎡以下
①住居系地域 ・高さ10m以下 ・表示面積10㎡以下	①住居系地域 ・高さ15m以下 ・表示面積20㎡以下			道路の両端から外側に向かって100mの区域かつ道路面より上方の区域 禁止 (商工系地域を除く)		
②商工系地域 ・高さ15m以下 ・表示面積30㎡以下	②商工系地域 ・高さ20m以下 ・表示面積40㎡以下	第二神明道路		道路の両端から外側に向かって200mの区域かつ道路面より上方の区域 禁止		
③広告物等景観保全地区		県道高速湾岸線		道路の両端から外側に向かって200mの区域かつ道路面より上方の区域 禁止 (商工系地域を除く)		
■高速道路等インターチェンジ周辺広告物等景観保全地区		上記以外的高速自動車道、自動車専用道路				
1. 広告物の相互間距離は5m以上とすること						
2. 信号機及び道路標識からの距離は5m以上とすること						
3. 彩度10以上の色数は2色以下とすること						
4. 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること						
5. 神戸市景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く）における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと		阪急電車神戸線		六甲駅～芦屋駅の境で線路の北側にある区域 禁止		
神戸市景観計画に基づく景観計画の区域内においては、別途基準あり						

【姫路市】

※各基準の抜粋を記載しています。詳細は、姫路市まちづくり指導課（都市景観指導室）へお問い合わせください。

1. 許可一般基準（全ての種類の広告物に対して共通の基準）

- (1) 広告物の位置・形状・面積・材料・色彩・意匠等が景観と調和したものであること。
- (2) 表示面以外の部分が、表示面・周辺景観と調和したものであること。
- (3) 光を発する広告物等は美観を損なわないこととし、過度に明るくならない光量とするなど周辺景観と調和するよう努めること。
- (4) 蛍光塗料（蛍光フィルム含む）・反射性の強い塗料は使用不可。
- (5) 100m以内にある住居専用地域から視認できるものは、発行可変表示式広告物及びネオンサイン等の使用禁止。
- (6) 禁止地域等以外で15mを超える建築物に掲げる広告物の表示面積は、壁面合計の1／2を超えないこと。
- (7) 第1種・第2種住居地域、準住居地域では、自家用広告物以外の広告物の表示面積の合計は10㎡以下。
- (8) 大手前通りA区域、大手前通りB区域、姫路駅北駅前広場区域では、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであること。
- (9) 駅南大路区域、中濠通り区域では、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであり、周囲との調和を図る等すること。
- (10) 野里街道区域では、歴史的な町並みの連続性に配慮した規模、形態、意匠等で、地色は建物と同系色又は無彩色であること。
- (11) 姫路城周辺区域、大手前通りA区域、大手前通りB区域、駅南大路区域、中濠通り区域、姫路駅北駅前広場区域、野里街道区域、特定区域にあつては、付加基準ともに適合すること。

2. 許可種類別基準（広告物等の種類別に定められた基準）（抜粋）

(1) 屋上を利用するもの

① 共通基準

区分	基準
掲出場所	木造建築物への掲出禁止
広告物等の高さ	・商業系地域：地上から設置する箇所までの高さの2／3以下かつ10m以下 ・その他の地域：地上から設置する箇所までの高さの1／2以下かつ5m以下 （準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）（※）
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く。）の水平投影面をはみ出さないこと ・支柱、骨組みの露出禁止 ・商業系以外の地域の場合は、時事に関する事項を除き、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	駅南大路区域	姫路城周辺区域	中濠通り区域	野里街道区域
掲出場所	高さ12m以上の建築物の屋上への掲出禁止	禁止（屋上への掲出禁止）		

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域
令和3年4月1日以降に建築物を新築、増築又は改築する場合	新築、増築又は改築する建築物の部分への掲出禁止	
上記以外の場合	掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止
	表示面積	建築物の各立面積の1／10以下
	数量	建築物1棟につき、1個
	広告物等の高さ	横の長さを超えないこと
	地上からの高さ	・40m以下 ・広告物等の各部分の高さは、当該各部分から大手前通りまでの水平距離に5／7を乗じて得たものに35mを加えたもの以下 ※既存の広告物等の表示・設置場所、形状、表示面積の変更を伴わない修繕、補強、模様替えを除く
	色彩	・地色：明度7.5以上8.5以下の無彩色 明度8.0を推奨する ・文字、図柄の色：2色以下 明度2.0以上、彩度6.0以下（色相がR、Y R、Yの場合は彩度8.0以下）
その他の表示方法	・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	
	・けばけばしい色彩の照明の使用禁止	

区分	姫路駅北駅前広場
掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止
表示面積	建築物の各立面積の1/10以下
数量	建築物1棟につき、1個
広告物等の高さ	横の長さを超えないこと
色彩	・地色：明度7.5以上8.5以下の無彩色 明度8.0を推奨する ・文字、図柄の色：2色以下 明度2.0以上、彩度6.0以下（色相がR、Y R、Yの場合は彩度8.0以下）
その他の表示方法	・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・けばけばしい色彩の照明の使用禁止

(2) 壁面又は屋根面を利用するもの

① 共通基準

区分	基準
表示面積の合計	・商業系地域：当該壁面又は屋根面の1/4以下、その他の地域：当該壁面又は屋根面の1/5以下 ・広告幕の規格：長さ15m以下、幅1.5m以下、広告幕にあっては、表示期間が5日を超える場合、表示面積に算入
地上からの高さ	・商業系地域：原則52m以下、その他の地域：原則47m以下
その他の表示方法	・壁面又は屋根面の外郭線からの突出禁止、窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く。） ・意匠が同一のものは、1壁面又は屋根面に1枚（基）（相互距離30m以上又は出入口付近に表示するもので建築物全体の調和に配慮し当該建築物への円滑な誘導のために必要最小限と認められるものは除く。）

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域	野里街道区域
掲出場所	屋上構造物の壁面への掲出禁止		
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下		
その他の表示方法	・3階以上に設置する場合は、箱文字で表示すること ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること（1階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。）	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域
掲出場所	令和3年4月1日以降に新築、増築又は改築する建築物の屋上構造物の壁面への掲出禁止	
表示面積	・高さ8m以下の部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ8m以下の部分を1/4以下 ・高さ8mを超える部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ8mを超える部分の1/10以下	
その他の表示方法	・箱文字で表示すること（広告幕又は地上からの高さ8m以下の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） ・地上からの高さ8mを以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 ・地上からの高さ8m以上の窓面への表示禁止	・箱文字で表示すること（広告幕で、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） ・発光可変表示式広告物の使用禁止 ・窓面への表示禁止

区分	姫路駅北駅前広場区域	駅南大路区域
掲出場所		高さ12m以上の屋上構造物の壁面への掲出禁止
表示面積	当該壁面（屋根面）の1/10以下（発光可変表示式広告物を使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積で計算） ただし、2階以下に設置するものが、表示方法の統一、広告枠の設置、集合化等により建築物全体における広告物表示の調和に配慮していると認められる場合は、2階以下の部分については、当該壁面の1/4以下	当該壁面（屋根面）の1/5以下
色彩	3階以上に設置するものの地色は、建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準に適合する色彩、又は白色系の色彩とすること	
その他の表示方法	・4階以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 ・発光可変表示式広告物は、1壁面（屋根面）に1枚（基） ・3階以上の窓面への表示禁止	箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること（1階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。）

(3) 壁面より突出するもの

① 共通基準

区分	基準
建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5m以下、道路境界から1m以下
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上：2.5m以上）
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止、骨組み等の露出禁止（表示面以外は金属等で被覆すること） ・交通信号機から10m以内での発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域
建築物等からの出幅		建築物の壁面から1m以下
数量		建築物1棟につき、1個
色彩	地色は建築物と同系色又は無彩色、彩度の高い色の色数は2色以下	
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域	駅南大路区域
掲出場所	地上からの高さ8mを超える部分への掲出禁止		
建築物からの出幅	建築物の壁面から1m以下		
色彩	集合化された広告物は、地色を統一すること		地色は建築物と同系色又は無彩色
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	

区分	野里街道区域	姫路駅北駅前広場区域
建築物等からの出幅	建築物の壁面から1m以下	
数量	建築物1棟につき、1個	2階以上に設置するものは、建築物1棟につき、1個
色彩		・地色は建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準に適合する色彩、又は白色系の色彩とすること ・集合化された広告物は、地色を統一すること
その他の表示方法		発光可変表示式広告物（2階以下に設置するもので、一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

(4) 自己の敷地に建植えるもの

① 共通基準

区分	基準
表示面積	1方向の表示面の面積20㎡以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積30㎡以下、総合計表示面積60㎡以下
数量	・2基以下 ・敷地面積が10,000㎡以上又は建築面積が3000㎡以上の施設（都市景観形成地区及び姫路城周辺区域、野里街道区域内の施設は除く。）のうち、接道距離100m以上の道路を有する施設は、100m以上の道路1本につき1基追加可。ただし、意匠が同一のものは、道路1本につき2基以下
地上からの高さ	15m以下
その他の表示方法	商業系以外の地域で地上からの高さが5mを超える場合は、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域
地上からの高さ		10m以下
色彩	地色は建築物と同系色又は無彩色、彩度の高い色の色数は、2色以下	

区分	大手前通りA区域	姫路駅北駅前広場区域
表示面積	合計表示面積20㎡以下（横の長さが広告物等の上端の地上からの高さの1/5以下である場合は、それぞれ接する2方向の表示面の合計面積20㎡以下、総合計表示面積40㎡以下）	発光可変表示式広告物は、1方向の表示面の面積5㎡以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積7.5㎡以下、総合計表示面積15㎡以下
数量	意匠が同一のものは、1基	・意匠が同一のものは、1基 ・発光可変表示式広告物は、1基
地上からの高さ		10m以下
その他の表示方法		発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

区分	野里街道区域	駅南大路区域
掲出場所	原則として、表示・設置しないこと。	
数量	1個	
地上からの高さ	5m以下かつ建築物の高さ以下	
横の長さ	1m以下	

(5) 自己の敷地外に建植えるもの（野立広告物等）

① 共通基準

区分	基準
表示面積	1方向の表示面の面積10㎡以下（路端距離が100m以上のものは20㎡以下）、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積15㎡以下（路端距離が100m以上のものは30㎡以下）、合計表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	5m以下
相互距離	5m以上（路端距離が100m以上のものは、相互距離100m以上）
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下（案内図板を除く。）
その他の表示方法	・交通信号機、踏切からの距離5m以上（案内図板を除く。） ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

② 付加基準

区分	姫路城周辺区域
色彩	地色は無彩色であること（案内図板は除く。）

区分	野里街道区域
横の長さ	1m以下（案内図板は除く。）

区分	特定区域（※下記の広告物のみ掲出可能）	
	道標・案内図板等	案内誘導広告物
1方向の表示面の面積	・道標：2㎡以下 ・説明板：4㎡以下 ・案内図板：6㎡以下 ・その他：6㎡以下 （表示面が2方向以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	・2㎡以下（下記を除く。）（表示面が2方向以上の場合にあっては、左記と同様） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下（表示面が2方向以上の場合にあっては、左記と同様）
横の長さ		2m以下
地上からの高さ	3m以下（特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5m以下）	
色彩	地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が2色以下の場合及び案内図板を除く。）	
その他の表示方法	寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1／5以下	

3. 禁止地域・許可申請の適用除外基準（抜粋）

(1) 自家用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	・10㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は5㎡以下） ・駐車場表示広告物等は、合計5㎡まで表示面積の合計から除く	・20㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は10㎡以下） ・駐車場表示広告物等は、合計10㎡まで表示面積の合計から除く	・30㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は15㎡以下） ・駐車場表示広告物等は、合計15㎡まで表示面積の合計から除く
数 量	3枚（基、個）以下	4枚（基、個）以下	5枚（基、個）以下
敷地内建植 広告物の地上 からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止（第1種・第2種中高層住居専用地域等において屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く。）	
色彩	・彩度の高い色の色数は、2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
その他の表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	・発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上若しくは屋上構造物の壁面における発光可変表示式広告物の使用禁止

(2) 管理用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下
数量	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下
敷地内建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止		
色彩	・彩度の高い色の色数は、2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
その他の表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準に適合すること	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準に適合すること	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上における発光可変表示式広告物の使用禁止 ・許可基準に適合すること

(3) 案内誘導広告物

① 建植えるもの

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域・第3種禁止地域
包括的基準	・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとする	
一般地内の表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下
1方向の表示面の面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く。）（表示面が2方向以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下（表示面が2方向以上の場合にあっては、上記と同様）	
横の長さ	2m以下	
地上からの高さ	3m以下	3m以下（特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5m以下）
相互距離	5m以上	
色彩	・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）	
その他の表示方法	・交通信号機、踏切からの距離5m以上、発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

② 建植えるものの以外

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域・第3種禁止地域
包括的基準	・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとする	
表示面積	2㎡以下	
横の長さ	2m以下	
色彩	・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）	
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	
一般地内の表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下

【尼崎市】

1. 許可の共通基準

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が、景観と調和したものであること。
- (2) 広告物等の裏面、側面、掲出する物件等は、表示面と調和した塗装、装飾であること。
- (3) ネオンサインその他の照明を使用する場合は、昼間の美観の維持に必要な対策を講じたものであること。
- (4) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）、反射光の強い塗料を使用しないものであること。
- (5) 幹線道路等（平成23年尼崎市告示第431号に定める尼崎市都市美形成計画に定められた景観の届出対象となる幹線道路等をいう。以下同じ。）に接する敷地（以下「幹線道路等隣接地」という。）内において表示し、又は設置する広告物等で、電気等を利用して自ら光（反射光を除く。以下この項において同じ。）を発する部分を有するもの（以下「自光式広告物」という。）にあっては、次の各号に掲げる基準に適合すること。
 - ① 幹線道路等隣接地内に建築物が存する場合にあっては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積（自ら光を発する部分に限る。以下この号及び次号において同じ。）の合計は、当該建築物の壁面で幹線道路等に面するものの面積の5分の1（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（これらの地域のうち市長が指定する地域を除く。以下「商業系地域」という。）にあっては、4分の1）以下とすること。ただし、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計が40㎡以下である場合は、この限りでない。
 - ② 幹線道路等隣接地内に建築物が存しない場合にあっては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計は、40㎡以下とすること。
 - ③ 自ら光を発する部分の輝度は、周辺の住環境に配慮したものとするよう努めること。
 - ④ 画像を表示する機能を有する自光式広告物（60秒以上静止した画像のみを表示するものを除く。以下「可変表示式広告物」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 可変表示式広告物の1方向の表示面の面積は5㎡以下、幹線道路等隣接地内における可変表示式広告物の表示面の面積の合計は10㎡以下とすること。
 - イ 可変表示式広告物の上端の地上からの高さは、5m（商業系地域にあっては、10m）以下とすること。
- (6) 幹線道路等隣接地内において地上からの高さ1.5メートルを超える部分に表示し、又は設置する広告物にあっては、その超える部分に点滅灯の類及び回転灯の類を付帯しないこと。ただし、商業系地域において表示し、又は設置する広告物及び病院の救急入口の表示灯その他市長が別に定める用途に供される広告物については、この限りでない。
- (7) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域内の幹線道路等に20m以上接する敷地内に存する建築物（地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。）に表示し、又は設置する広告物等（その表示し、又は設置する期間が1月以内であるものを除く。以下この項において同じ。）の地色（文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。）については、次表の左欄に掲げる色相（日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（以下「マンセル色票系」という。）に規定する色相をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる明度（マンセル色票系に規定する明度をいう。以下同じ。）及び同表の右欄に掲げる彩度（マンセル色票系に規定する彩度をいう。以下同じ。）の基準（以下「色彩基準」という。）に適合すること。ただし、外壁（当該広告物等に係る建築物の外壁で地上からの高さ18メートルを超える部分をいう。以下同じ。）の色彩等（外壁若しくは屋上（地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。）に付帯する工作物の色彩又は当該広告物等の地色をいう。）で色彩基準に適合しない部分の面積の合計が外壁の面積の20分の1を超えない場合又は当該広告物等の地色部分の面積が20㎡以下の場合は、この限りではない。

色相	明度	彩度
R、YR及びY	6以上	3以下
GY、G、BG、B、PB、P及びRP	7以上	2以下
無彩色	7以上	－

- (8) 条例第15条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域（以下「住居専用地域」という。）の境界線から100m以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、それぞれの住居専用地域から視認することができるものにあっては、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの（不透明なガラス板等で覆われているもの及び市長が別に定める用途に供されるもの（給油所における給油料金の表示その他市長が別に定める用途に供されるものにあっては、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないことその他市長が別に定める基準に適合するものに限る。）を除く。以下「LEDサイン」という。）を使用せず、かつ、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないものとする。

2. 広告物等の種類別の許可基準（個別基準）

広告物の種類・区分別			商業系	工業系	住居系	特定区域
(1) 屋上利用広告物	広告物の高さ		1 0 m以下	7 m以下	5 m以下	
	設置する場所までの高さに対する広告物の高さ		2 / 3 以下	1 / 2 以下		
	広告物の上端の地上からの高さ		5 2 m以下	4 7 m以下		
	木造建築物の屋上への掲出		禁止	禁止		
	露出ネオン管のネオンサイン		－	禁止		
	光源の点滅		－	急速な点滅禁止（時事に関する事項を表示をするものを除く）		
	その他の表示方法		建築物の屋上部分のうち広告物等を設置する部分の外端を含む面で水平面に垂直なものから突出禁止 ※詳細は市ホームページを確認 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽すること（その表示面が1つであり、かつ、その高さが4 m以下である広告物等は除く） （その支柱が1 本のみである広告物等は除く）			
(2) 壁面利用広告物	1壁面の表示面積合計の壁面面積との割合		1 / 4 以下 （ L E D 1 / 1 6 以下）	1 / 5 以下（ L E D 1 / 2 0 以下 ）		
	広告物の上端の地上からの高さ		5 2 m以下	4 7 m以下		
	広告幕の大きさ		長さ1 5 m以下×幅1 . 5 m以下			
	壁面の外郭線からの突出		禁止			
	窓又は開口部をふさぐ広告物		禁止（広告幕を除く。）			
	1壁面に同一意匠の広告物掲出		1枚のみ（条件つきで緩和措置あり） ※詳細は市ホームページを確認			
(3) 壁面突出広告物	建築物からの出幅		1 . 5 m以下			
	道路境界からの出幅		1 . 0 m以下			
	広告物の上端の地上からの高さ		5 2 m以下	4 7 m以下		
	道路面から下端までの高さ		歩車道区別なし4 . 5 m以上（歩道上2 . 5 m以上）			
	工事現場の板塀、仮囲いへの設置		禁止			
	壁面の上端を超えて突出する広告物		禁止			
	表示面以外の面の露出		禁止			
	露出ネオン管のネオンサイン又はL E Dサイン		信号機から10m以下禁止			
	光源の点滅		信号機から10m以下禁止			
(4) 自己敷地内に建植	広告板	1方向の表示面積	20㎡以下（L E Dサインを使用する場合は5㎡以下）			
		表示面積の合計	40㎡以下（L E Dサインを使用する場合は10㎡以下）			
	広告塔	1方向の表示面積	20㎡以下（L E Dサインを使用する場合は5㎡以下）			
		接する2方向の表示面積合計	30㎡以下（L E Dサインを使用する場合は7. 5㎡以下）			
	表示面積の合計		60㎡以下（L E Dサインを使用する場合は15㎡以下）			
	掲出数		2基以下（条件つきで緩和措置あり） ※詳細は市ホームページを確認			
	地上から広告物の上端までの高さ		1 5 m（L E Dサインを使用する場合は10m（信号機から50m以下の場合は5 m））以下			
	露出ネオン管のネオンサイン又はL E Dサイン		－	地上から広告物の上端までの高さが5 mを超える場合は禁止		
(5) 自己敷地外に建植・野立	広告板	1方向の表示面積	10㎡以下（路端から100m以上は20㎡以下）			禁止
		表示面積の合計	20㎡以下（路端から100m以上は40㎡以下）			
		地上から上端までの高さ	5 m以下			
	広告塔	1方向の表示面積	10㎡以下（路端から100m以上は20㎡以下）			
		接する2方向の表示面積合計	15㎡以下（路端から100m以上は30㎡以下）			
		表示面積の合計	30㎡以下（路端から100m以上は60㎡以下）			
	地上から上端までの高さ		10m以下			
	相互間距離		5 m以上（路端から100m以上は100m以上）			
	信号機、踏切からの距離		5 m以上			
	彩度の高い色		2色以下			
	ネオンサイン等		禁止			
光源の点滅		禁止				

広告物の種類・区分別				商業系	工業系	住居系	特定区域	
(6) 自己敷地外に建植・道標・案内図板	道標案内図板	広告板	1方向の表示面積	(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ			道標 2㎡以下 案内図板 6㎡以下 説明板 4㎡以下 避難誘導 1㎡以下 その他 6㎡以下 (寄贈者名等表示部分の面積は、表示面積の1/5以下)	— 3 m以下
			表示面積の合計	〃				
			地上から上端までの高さ	〃				
		広告塔	接する2方向の表示面積合計	(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ				—
			表示面積の合計	〃				
			地上から上端までの高さ	〃				
	相互間距離			(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ			5 m以上	
	信号機、踏切からの距離			5 m以上 (案内図板は除く。)				
	彩度の高い色			2色以下 (案内図板は除く。)				
	(7) 自己敷地外に建植・案内誘導	案内誘導	広告板	1方向の表示面積	(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ			彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く。)
表示面積の合計				〃				
地上から上端までの高さ				〃				
広告塔			接する2方向の表示面積合計	(5)「自己敷地外に建植・野立」に同じ			案内誘導 2㎡以下 集合案内誘導 8㎡以下 (1施設あたり 1㎡以下)	
	表示面積の合計		〃					
	地上から上端までの高さ		〃					
表示面積に対する誘導 (方向、距離等)に係る表示部分の割合			—			1/4以上		
横の長さ			—			2 m以下		
誘導距離			—			10Km以下		
相互間距離			5 m以上 (路端から100m以上は100m以上)			5 m以上		
信号機、踏切からの距離			5 m以上			5 m以上		
彩度の高い色			2色以下			2色以下		
(8) 電柱利用広告物	地色				—			彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く。)
		ネオンサイン等			禁止			
		光源の点滅			禁止			
		広告物の大きさ			(突出) 縦1.2 m以下×横0.45 m以下 (巻付) 縦1.5 m以下 表示面積0.5㎡以下			
数量			電柱1本につき、突出、巻付ともに各1個					
突出の方向			歩道上 ※詳細は市ホームページを確認					
道路面から下端までの高さ			(突出) 歩車道区分なし 4.5 m以上 (歩道上 2.5 m以上) (巻付) 1.2 m以上					
信号機からの距離			5 m以上					
彩度の高い色			2色以下					
彩度の高い色を地色に使用			禁止 (色数が2色以下の場合を除く。)					

広告物の種類・区分別		商業系	工業系	住居系	特定区域
(9) 街灯利用 広告物	1方向の表示面積	0.2㎡以下			
	数量	街灯1本につき2個まで(1個当たりの面積は1㎡以下)			
	表示目的等	自家用広告物			
	道路面から下端までの高さ	歩車道区分なし4.5m以上(歩道上2.5m以上)			
	信号機からの距離	5m以上			
	彩度の高い色	2色以下			
	彩度の高い色を地色に使用	禁止(色数が2色以下の場合は除く。)			
(10) バス停 利用	1方向の表示面積	表示板の表示面積の1／3以下			
	数量	1個			
	彩度の高い色	2色以下			
	彩度の高い色を地色に使用	禁止(色数が2色以下の場合は除く。)			
	表示の方向	車両の進行経路から視認することができない面に表示			
(11) 消火栓 利用	広告物の大きさ	縦0.4m以下×横0.8m以下			
	数量	標識1本につき、突出1個			
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上(歩道上2.5m以上)			
	信号機からの距離	5m以上			
	彩度の高い色	2色以下			
	彩度の高い色を地色に使用	禁止(色数が2色以下の場合は除く。)			
(12) アーチ 利用	表示目的等	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示			
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上(歩道上2.5m以上)			
	ネオンサイン	禁止			
	光源の点滅	禁止			
(13) アー ケード利 用	1方向の表示面積	0.5㎡以下			
	数量	掲出者1名につき、1個			
	道路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5m以上(歩道上2.5m以上)			
	広告物の規格等	照明を伴うもので、規格を統一したもの			
	ネオンサイン等	禁止			
	光源の点滅	禁止			
(14) 自動車	色彩等	消防自動車、緊急自動車と紛らわしくないもの			
	1側部の表示面積	3㎡以下(フィルム貼りは除く)			
	後部の表示面積	1㎡以下(フィルム貼りは除く)			
	前部への表示	禁止			
(15) 垣・塀 利用	表示面積の合計	掲出する面の面積の1／4以下			
	数量	2個以下			
	垣・塀の外郭線からの突出	禁止			
(16) 広告幕	道路面から下端までの高さ	4.5m以上(壁面利用及び垣又は塀を利用するものを除く。)			
(17) アドバ ルーン	表示面の大きさ	高さ1.5m以下、幅1.5m以下			
(18) 広告旗	表示面積	2㎡以下			
	路肩から5m以内での相互間距離	5m以上			
	道路上への掲出	禁止			
(19) 置看板	1方向の表示面積	—	2.5㎡以下		
	広告物等の上端の地上からの高さ	—	1.5m以下		
	道路上に掲出	禁止			

3. 許可を要しない広告物の適用除外の基準(許可申請不要)

種類	禁止地域		許可地域
自家用広告物	3枚(基、個)以下、表示面積の合計が5㎡以下		3枚(基、個)以下、表示面積の合計が10㎡以下
管理用広告物	第1種禁止地域	2枚(基、個)以内、表示面積の合計が5㎡以下	3枚(基、個)以下、表示面積の合計が10㎡以下
	第2種禁止地域	3枚(基、個)以内、表示面積の合計が10㎡以下	
	第3種禁止地域	3枚(基、個)以内、表示面積の合計が10㎡以下	

4. 禁止地域の適用除外の許可基準（許可を受けて掲出できるもの）

種類・区分		許可申請が必要		
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
自家用	表示面積の合計	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下
	自己の氏名、店名等以外の表示面積	5㎡以下	10㎡以下	15㎡以下
	数量	3枚（基、個）以下	4枚（基、個）以下	5枚（基、個）以下
	建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
	屋上への掲出	禁止	禁止	—
	壁面からの突出	禁止	—	—
	色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
	ネオンサイン等	禁止	禁止	露出ネオン管の禁止又はLEDサインの禁止
	光源の点滅	禁止	禁止	急速な点滅禁止
その他		許可基準に適合していること		
道標・案内図板	1方向の表示面積（広告塔は接する2面の表示面積の合計）	道標 案内図板	1㎡以下	2㎡以下
		説明板	3㎡以下	6㎡以下
		その他	2㎡以下	4㎡以下
			3㎡以下	6㎡以下
	地上から広告物上端までの高さ		3m以下	3m以下（やむを得ないとき5m以下）
	相互間距離			5m以上
	色彩		—	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）
	信号機、踏切からの距離			5m以上
	ネオンサイン等			禁止
	光源の点滅			禁止
案内誘導広告物	1方向の表示面積（広告塔は接する2面の表示面積の合計）	施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に掲出するものであること。 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和したものであること。 該当する個別基準に適合すること。	2㎡以下（集合案内誘導広告物は、8㎡以下（1施設あたりの表示面積は、1㎡以下））	
	横の長さ		2m以下	
	広告物の地上からの高さ		3m以下（集合案内誘導広告物は5m以下）	
	誘導距離		10km以下	
	相互間距離		5m以上	
	信号機、踏切からの距離		5m以上	
	色彩		彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）	
	ネオンサイン等		禁止	
	光源の点滅		禁止	
	案内誘導に係る表示部分の面積		表示面の面積の1/4以上	

5. 禁止物件

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト、信書便差出箱及び公衆電話ボックス
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建築物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木（市長が指定するものを除く。）
- (13) 景観の形成等に関する条例第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建築物及び景観形成重要樹木
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

【明石市】

許可地域等における許可基準（抜粋）

共通の基準

- ① 広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺景観と調和させる。
- ② 掲出物件は塗装及び装飾し、表示面と調和させる。
- ③ 照明を使用する場合は、美観維持に必要な対策を講じる。
- ④ 蛍光塗料又は反射光の強い塗料を使用しない。
- ⑤ 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区の境界から100m以内に掲出する場合で、これらの地域から視認できるものにあつては、LEDサイン等（ネオン管、発光ダイオードなどを利用するものであつて、その光源を直接視認できるものをいい、ガソリンスタンドの料金表示、自動車又は自転車の駐車場所（以下これらを「駐車場」という。）の満空表示その他市長が別に定める広告物等に係るものを除く。以下同じ。）を使用せずかつ光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度若しくは色彩の変化を含む。以下同じ。）を禁止する。
- ⑥ 許可地域等における高さが15mを超える建築物に表示、設置する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積の1/2以下とすること。
- ⑦ 第1・2種住居地域、準住居地域、又は、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、景観地区などの禁止地域から除かれた区域にあつては、一の敷地内に掲出する広告物等（自家用広告物等を除く）の表示面積の合計を10㎡以下とすること。
- ⑧ 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に表示し、又は設置する電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えられることができる広告物等（60秒以上静止した画像又は文字を表示するものを除く。以下「可変表示式広告物等」という。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - （1） 自家用広告物等であること。
 - （2） 設置数は、一の敷地につき1個以下とすること。
 - （3） 1方向の表示面の面積は5㎡以下とし、表示面積の合計は10㎡以下とすること。
 - （4） 当該可変表示式広告物等の上端の地上からの高さは5m以下とすること。
 - （5） 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該広告物等の表示面積は、当該表示面積に5を乗じて得た面積を用いるものとする。
- ⑨ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に表示し、又は設置する可変表示式広告物等であつて、かつ、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域の境界線から100m以内の地域に表示し、又は設置する可変表示式広告物等であるものが、当該第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域から視認できる場合は、当該可変表示式広告物等は、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - （1） 1方向の表示面の面積は10㎡以下とし、表示面積の合計は20㎡以下とすること。
 - （2） 当該可変表示式広告物等の上端の地上からの高さは10m以下とすること。
 - （3） 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該広告物等の表示面積は、当該表示面積に4を乗じて得た面積を用いるものとする。

個別基準

1. 屋上を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上からパラペット上端までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上からパラペット上端までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
表示場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	・ 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面からの突出禁止 ・ 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること	LEDサイン等の使用・光源の点滅が急速なものの禁止

2. 壁面を利用するもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下（LEDサイン等を使用する場合1/16以下）	壁面の1/5以下（LEDサイン等を使用する場合1/20以下）
地上からの高さ	5.2m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下（同左）
その他の表示方法	・ 広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下とすること ・ 壁面の外郭線からの突出禁止 ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く） ・ 意匠が同一のものは、1壁面に2個（枚）	

3. 壁面より突出するもの

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でのLEDサイン等の使用・光源の点滅の禁止	

4. 自己の敷地に建植えるもの

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	・広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下（LEDサイン等を使用する場合は、1方向の表示面積の面積5㎡以下、表示面積10㎡以下） ・広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下（LEDサイン等を使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下）	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	・原則1.5m以下 ・LEDサイン等を使用する場合は10m以下 ・LEDサイン等を使用し、交通信号機からの距離が50m以下のときは5m以下	
その他の表示方法		地上からの高さが5mを超える場合は、LEDサイン等の使用・光源の点滅が急速なものの禁止

5. 自己敷地外に建植える一般的なもの（野立広告物）

区分	特定区域を除く許可地域
表示面積	・広告板 1方向の表示の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ・広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下）表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	・広告板 5m以下 ・広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示場所	・特定区域への掲出禁止 ・交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は2色以下
その他の表示方法	LEDサイン等の使用・光源の点滅の禁止

2. 禁止物件（抜粋）

- 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- 街路樹及び路傍樹
- 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 郵便ポスト及び公衆電話ボックス及び路上受変電設備
- 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- 6以外の電柱、街灯その他これらに類するもの、アーチの支柱、アーケードの支柱（はり紙、はり札、広告旗、立看板などの禁止）
- 道路の路面

3. 禁止地域等及び禁止物件における適用除外広告物（抜粋）

区分		自家用広告物（要許可） （表示面積5㎡以下・数量3以下は許可不要）	管理用広告物（許可不要）	案内誘導広告物（要許可）
禁止地域等	第1種	総面積10㎡以下 3個以下 〔設置場所〕 屋上広告物・突出広告物の禁止 〔色彩〕 彩度の高い色の色数2色以下、地色への彩度の高い色の使用1/2以下(原則) 〔表示方法〕 建植広告物の高さ5m以下、LEDサイン等禁止、光源の点滅禁止	総面積5㎡以下 2個以下	※第1種禁止地域等においては、特に必要と認められる場合に限る
	第2種	総面積20㎡以下 4個以下 原則として屋上広告物禁止 〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ7m以下 LEDサイン等禁止、光源の点滅禁止	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	一方向の表示面積2㎡以下 （集合広告物は合計8㎡以下、1個1㎡以下） 地上からの高さ3m以下（集合広告物は5m以下） 誘導距離10k m以内、相互間距離5m以上 彩度の高い色の色数2色以下 地色への彩度の高い色の使用1/2以下
	第3種	総面積30㎡以下 5個以下 〔色彩〕 第1種と同じ 〔表示方法〕 建植広告物の高さ10m以下、光源の急速な点滅禁止、高速道路沿道の屋上広告物は光源の点滅禁止、LEDサイン等の禁止	総面積10㎡以下 3個以下 屋上・突出広告物の禁止	信号機、踏切からの距離5m以上 誘導表示面積1/4以上 LEDサイン等禁止、光源の点滅禁止
禁止物件		・他法令の規定によるもの ・公共広告物 ・選挙運動用ポスター等 ・寄贈者名等表示広告物等		掲出不可
その他		上記のほか、許可の必要な広告物等については、許可地域等の許可基準（共通基準及び関係する個別基準）に適合していること。		

【西宮市】 ※各基準の抜粋を記載しています

1. 許可の共通基準

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が、景観と調和したものであること
- (2) 広告物等の数量及び面積は、必要最小限であること
- (3) 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾が表示面及び周辺の景観と調和したものであること
- (4) 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、当該建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状であること
- (5) 複数の広告物等を掲出する場合は集約化し、形状や掲出位置を統一するとともに、広告物等の上端は3階程度までの高さのものとするよう努めること
- (6) 広告物等が敷地境界線から突出しないものとするよう努めること
- (7) ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、美観の維持に必要な対策を講じ、かつ、周辺の景観に配慮したものであること
- (8) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）、反射光の強い塗料及び夜光塗料を使用しないものであること
- (9) 条例第10条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区から視認できるものにあつては、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの（以下「LEDサイン」という。）を使用せず、かつ、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないものであること
- (10) 条例第10条第1項各号に掲げる禁止地域を除く地域及び場所（以下「許可地域等」という。）における高さが15mを超える建築物に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域（以下「商業系地域」という。）に存する建築物にあっては地上から5.2m、その他の地域に存する建築物にあっては地上から4.7mまでの高さの部分の壁面面積の合計をいう。）に1/2を乗じて得た面積を超えないものであること
- (11) 条例第10条第1項第1号に規定する市長が指定する区域又は都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域にあっては、一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等を除く。）の表示面積の合計が10㎡を超えないものであること

2. 広告物等の種類別の許可基準（個別基準）

広告物の種類・区分別		商業系	工業系	住居系	用途未指定	特定区域
屋上利用広告物	広告物の高さ	7m以下	5m以下			用途地域による地域区分に同じ
	設置する場所までの高さに対する広告物の高さ		1/2以下			
	広告物の上端の地上からの高さ	40m以下	30m以下			
	木造建築物の屋上への掲出		禁止			
	露出ネオン管のネオンサイン	—	禁止（時事に関する事項を表示をするものを除く）			
	光源の点滅	—	急速な点滅禁止（時事に関する事項を表示をするものを除く）			
壁面利用広告物	1壁面の表示面積合計の壁面面積との割合		1/5以下			
	同 上		LED 1/20以下			
	広告物の上端の地上からの高さ	40m以下	30m以下			
	広告幕の大きさ		長さ1.5m以下×幅1.5m以下			
	壁面の外郭線からの突出		禁止			
	窓又は開口部をふさぐ広告物		禁止（広告幕を除く。）			
	1壁面に同一意匠の広告物掲出		1枚のみ			
突出広告物	建築物からの出幅		1.5m以下			
	道路境界からの出幅		1.0m以下			
	広告物の上端の地上からの高さ	40m以下	30m以下			
	道路面から下端までの高さ		歩車道区別なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）			
	壁面の上端を超えて突出する広告物		禁止			
	表示面以外の面の露出		禁止			
	露出ネオン管のネオンサイン又はLEDサイン		信号機から10m以下禁止			
	光源の点滅		信号機から10m以下禁止			
自己敷地内に建植	広告板	1方向の表示面積	20㎡以下（LEDサインを使用する場合は5㎡以下）			
		表示面積の合計	40㎡以下（LEDサインを使用する場合は10㎡以下）			
	広告塔	接する2方向の表示面積合計	30㎡以下（LEDサインを使用する場合は7.5㎡以下）			
		表示面積の合計	60㎡以下（LEDサインを使用する場合は15㎡以下）			
	掲出数		2基以下			
	地上から広告物の上端までの高さ		10m以下			
	露出ネオン管のネオンサイン又はLEDサイン	—	地上から広告物の上端までの高さが5mを超える場合は禁止			
	光源の急速な点滅	—				

広告物の種類・区分別			商業系	工業系	住居系	用途未指定	特定区域
自己敷地外に建植・野立	広告板	1方向の表示面積	10㎡以下（路端から100m以上は20㎡以下）				道標 2㎡以下 案内図板 6㎡以下 説明板 4㎡以下 避難誘導 1㎡以下 その他 6㎡以下 （寄贈者名等表示部分の面積は、表示面積の1/10以下）
		表示面積の合計	20㎡以下（路端から100m以上は40㎡以下）				
		地上から上端までの高さ	5 m以下				
	広告塔	接する2方向の表示面積合計	15㎡以下（路端から100m以上は30㎡以下）				
		表示面積の合計	30㎡以下（路端から100m以上は60㎡以下）				
		地上から上端までの高さ	10m以下				
	相互間距離		5 m以上（路端から100m以上は100m以上）				
	信号機、踏切からの距離		5 m以上				
	彩度の高い色		2色以下				
	ネオンサイン等		禁止				
光源の点滅		禁止					
自己敷地外に建植・道標・案内誘導	道標案内図板	表示面積	「自己敷地外に建植・野立」に同じ				彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）
		地上から上端までの高さ	「自己敷地外に建植・野立」に同じ				
	案内誘導	表示面積	「自己敷地外に建植・野立」に同じ				
		広告物の横幅	—				
		誘導距離	—				
	案内誘導	地上から上端までの高さ	「自己敷地外に建植・野立」に同じ				
		表示面積	—				
		広告物の横幅	—				
		誘導距離	—				
	相互間距離		5 m以上（路端から100m以上は100m以上）				
	信号機、踏切からの距離		5 m以上（案内図板は除く。）				
	彩度の高い色		2色以下（案内図板は除く。）				
	地色		—				
	ネオンサイン等		禁止				
光源の点滅		禁止					
電柱・街灯利用広告物	電柱利用	広告物の大きさ	(突出) 縦1.2 m以下×横0.4 5 m以下 (巻付) 縦1.5 m以下、表示面積0.5 ㎡以下				用途地域による地域区分に同じ
		数量	電柱1本につき、突出、巻付ともに各1個				
		突出の方向	歩車道区別なしは路肩側、区別あり（歩道上）は歩道側				
		彩度の高い色を地色に使用	禁止				
	街灯利用	1方向の表示面積	0.2 ㎡以下				
		数量	街灯1本につき、突出1個				
		表示目的等	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのもので、表示の規格を統一したものであること。				
		彩度の高い色を地色に使用	禁止（色数が2色以下の場合を除く。）				
	彩度の高い色		2色以下				
	道路路面から下端までの高さ		(突出) 歩車道区分なし4.5 m以上（歩道上2.5 m以上） (巻付) 1.2 m以上				
	信号機からの距離		5 m以上				
バス停利用	1方向の表示面積	表示板の表示面積の1/3以下					
	数量	1個					
	彩度の高い色	2色以下					
	彩度の高い色を地色に使用	禁止（色数が2色以下の場合を除く。）					
	表示の方向	車両の進行方向から展望できない面に表示					
消火栓標識利用	広告物の大きさ	縦0.4 m以下×横0.8 m以下					
	数量	標識1本につき、突出1個					
	道路路面から下端までの高さ	歩車道区別なし4.5 m以上（歩道上2.5 m以上）					
	信号機からの距離	5 m以上					
	彩度の高い色	2色以下					
	彩度の高い色を地色に使用	禁止（色数が2色以下の場合を除く。）					

広告物の種類・区分別			商業系	工業系	住居系	用途未指定	特定区域
アーチ利用	表示目的		商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示				用途地域による地域区分に同じ
	道路面から下端までの高さ		歩車道区別なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）				
	ネオンサイン等		禁止				
	光源の点滅		禁止				
アーケード利用	1方向の表示面積		0.5㎡以下				
	数量		掲出者1名につき、1個				
	道路面から下端までの高さ		歩車道区別なし4.5m以上（歩道上2.5m以上）				
	広告物の規格等		照明を伴うもので、規格を統一したもの				
	ネオンサイン等		禁止				
	光源の点滅		禁止				
車体利用	宣伝車	色彩等	消防自動車、緊急自動車と紛らわしくないもの				
	路線バス・その他の自動車	1側部の表示面積	3㎡以下（フィルム貼りで地域景観に調和したものは除く）				
		後部の表示面積	1㎡以下（フィルム貼りで地域景観に調和したものは除く）				
		前部への表示	禁止				
垣・塀利用	表示面積の合計		掲出する面の面積の1／4以下				
	数量		2以下				
	垣・塀の外郭線からの突出		禁止				
広告幕	道路面から下端までの高さ		4.5m以上（壁面利用を除く。）				
アドバルーン	表示面の大きさ		高さ1.5m以下、幅1.5m以下				
広告旗	表示面積		2㎡以下				
	路肩から5m以内での相互間距離		5m以上				
	道路上への掲出		禁止				
置看板・立看板等	道路上に掲出		禁止				

3. 付加基準（市内全域）

付加基準が適用される広告物の規模	高さが4mを超える広告物等及び当該広告物等が存する一団の土地において設置される広告物等、並びに表示面積の合計が30㎡を超える広告物等
数量	接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2以下であること
色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の50%～70%以下（表示面積10㎡以下を除く。） 表示面以外の枠・支柱等に用いる色は、彩度1以下
文字サイズ	1文字あたりの1辺の長さは2m以下（文字の高さが地上から5m以下の場合は、1辺の長さは1.5m以下）
余白	余白（表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分）の面積は、表示面の面積の2/5以上
自己敷地内に建植の数量	接する道路ごとに1基以下（案内誘導のためのものを除く）
その他	LEDサインは、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号灯の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ、光源の点滅速度並びに表示及び画面の変化の速度に配慮したものであること

4. 付加基準（津門大塚地区景観重点地区、枝川町戸建住宅A・B地区景観重点地区）

種類・区分		津門大塚地区景観重点地区	枝川町戸建住宅A・B地区景観重点地区
数量		接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2以下であること	
色彩		彩度の高い色は2色以下（地色に用いる色は、彩度の高い色は1色以下）	彩度の高い色は2色以下
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の50%以下	
		表示面以外の枠・支柱等に用いる色は、彩度1以下	
		額縁状に使用する地色に用いる色は、彩度5以下	－
文字サイズ		1文字あたりの1辺の長さは2m以下（文字の高さが地上から5m以下の場合は、1辺の長さは1.5m以下）	
余白		余白（表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分）の面積は、表示面の面積の2/5以上	
屋上利用広告物		禁止	禁止
壁面利用 広告物	表示面積の合計	壁面の見付面積の1/5以下かつ60㎡以下（建築物から0.5m以内に建植える広告物であって、当該壁面と同方向に向けて表示される場合は、当該広告物の表示面積を含む）	1/5以下
	広告物等の上端の地上からの高さ	20m以下	－
	その他の表示方法	建築物の軒の高さを超えて表示しないものであること	
突出 広告物	建築物からの出幅	1.0m以下	1.0m以下（道路上禁止）
	広告物等の上端の地上からの高さ	15m以下	－
	形状	1壁面に複数設置する場合は、形状を統一し、地盤面に対して垂直に1列に設置すること（最上部の高さが4m以下の場合は、2列可）	－
自己敷地内に 建植	数量	接する道路ごとに1基以下（案内誘導のためのものを除く）	2基以下
	広告物等の上端の地上からの高さ	7m以下（LED使用で交通信号機からの距離が50m以下の場合は5m以下）	7m以下
	形状	接する道路が国道2号及び区画道路である場合は、板状の自立型の形状であること。ただし、1本柱で表示部分の幅が支柱の幅の1.2倍未満のものは除く	－
広告旗		禁止	－
はり紙・はり札		禁止	－
自家用でない広告物		禁止	
写真・絵画等を表示した広告物		地上から広告物等の上端までの高さ10m以下 表示面積10㎡以下	－
可変表示式広告物 （常時表示内容を変更できるもの）		禁止	禁止
可動式広告物 （光が動くもの、点滅、回転灯等）		禁止	禁止
その他の表示方法		建築物の屋根、軒又は庇に設置しないこと LEDサインは、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号機の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ、光源の点滅速度並びに表示及び画面の変化の速度に配慮したものであること 接する道路が国道2号又は区画道路である場合は、当該道路沿いに掲出されている広告物等との意匠の統一に努めること 色彩及び意匠は、周辺の緑樹等との調和に配慮したものであること	ネオンサイン等を使用しないものであること ただし、建築物を利用するネオンサイン等（ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを除く。）であって、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号機の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ及び発光部分の大きさに配慮したものにあっては、この限りでない

5. 許可を要しない広告物の適用除外の基準（許可申請不要）

種類・区分		禁止地域						許可地域
		第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	関西学院周 辺 景観地区	枝川町戸建 住宅A・B地 区景観重点 地区	苦楽園五番 町くすのき 台地区景観 重点地区	第3種 禁止地域	
自家用 広告物	数量	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下
	表示面積 の合計	5㎡以下	5㎡以下	3㎡以下	1㎡以下	0.5㎡未満	5㎡以下	10㎡以下 （津門大塚 地区景観重 点地区は、 1㎡以下）
	高さ	4m以下	4m以下	4m以下	4m以下	2m未満	4m以下	4m以下
管理用 広告物	数量	2以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下
	表示面積 の合計	5㎡以下	10㎡以下	3㎡以下	1㎡以下	0.5㎡未満	10㎡以下	10㎡以下 （津門大塚 地区景観重 点地区は、 1㎡以下）
	高さ	4m以下	4m以下	4m以下	4m以下	2m未満	4m以下	4m以下

6. 禁止地域の適用除外の許可基準（苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区及び関西学院周辺景観地区を除く）

種類・区分		許可申請が必要		
		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
自家用 広告物	表示面積の合計	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下
	数量	3以下	4以下	5以下
	建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
	屋上への掲出	禁止	禁止	—
	壁面からの突出	禁止	—	—
	置看板・立看板等	禁止	禁止	禁止
	色彩	彩度の高い色は、2色以下 彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
	ネオンサイン等	禁止	禁止	露出ネオン管の禁止又はLEDサインの禁止
	光源の点滅	禁止	禁止	急速な点滅禁止
	その他	許可基準に適合していること （枝川町戸建住宅A・B地区景観重点地区は、4. もあわせて参照）		
道標・ 案内図版	1方向の表示面積 （広告塔は接する 2面の表示面積の 合計）	道標	1㎡以下	2㎡以下
		案内図板	3㎡以下	6㎡以下
		説明板	2㎡以下	4㎡以下
		避難誘導	0.5㎡以下	1㎡以下
		その他	3㎡以下	6㎡以下
	地上から広告物上端までの高さ	3m以下	3m以下	3m以下
	相互間距離	5m以上		
	色彩	彩度の高い色は、2色以下		
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）		
	信号機、踏切からの距離	5m以上		
	ネオンサイン等	禁止		
	光源の点滅	禁止		
	寄贈者名等の表示部分の面積	表示面積の1/10以下		

種類・区分			許可申請が必要		
			第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
案内誘導広告物	共通基準	1方向の表示面積（広告塔は接する2面の表示面積の合計）	2㎡以下（かつ、広告物の種類別の個別基準に適合すること）		
		誘導距離	1 km以下		
		色彩	彩度の高い色は、2色以下		
			彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）		
		表示内容	名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要最小限の事項を表示するものであること		
		ネオンサイン等	禁止		
		光源の点滅	禁止		
		置看板	禁止		
		その他	第1種禁止地域においては施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に掲出するものであることとし、掲出する場合は建築物の壁面から突出しないものであること。		
	建植	横の長さ	2 m以下		
		広告物の地上からの高さ	3 m以下		
		相互間距離	5 m以上		
		信号機、踏切からの距離	5 m以上		

7. 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区及び関西学院周辺景観地区の許可基準

種類・区分		許可申請が必要		
		苦楽園五番町くすのき台地区 景観重点地区	関西学院周辺景観地区	関西学院周辺景観地区 付加基準
自家用 広告物	表示面積の合計	0. 5 ㎡以下	一敷地につき、1 0 ㎡以下（敷地面積が 500 ㎡を超える場合にあっては 1 5 ㎡以下）	
	数量	4 以下	4 以下	・接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2基以下 ・建植える広告物等は接する道路ごとに1基以下であること。（案内誘導のものを除く）
	建植広告物の地上からの高さ	2 m以下	7 m以下	
	広告物等の高さ	2 m以下	建築物に掲出する広告物等については、8メートル以下かつ当該建築物の軒の高さ以下	
	屋上への掲出	禁止		
	壁面からの突出	—	—	建築物等からの出幅1メートル以下かつ、道路上に突出しない
	置看板・立看板等	禁止	1方向の表示面積0. 5 ㎡以下かつ1基まで	
	色彩	彩度の高い色は、2色以下		・彩度の最も高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1／3 0以下 ・彩度の高い色は2色以下、かつ使用面積は表示面積の1／5 以下
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1／2以下（色数が3色以下の場合を除く。）		
	文字サイズ	—	1文字あたりの1辺の長さ0. 8 m以下	
	余白	—	表示面の面積の2/5以上	
	ネオンサイン等	禁止		
	光源の点滅	禁止		
	その他	許可基準に適合していること		

種類・区分			許可申請が必要		
			苦楽園五番町くすのき台地区 景観重点地区	関西学院周辺景観地区	関西学院周辺景観地区 付加基準
道標・案内図板	1方向の表示面積 （広告塔は接する 2面の表示面積の 合計）	道標	0． 5 ㎡以下	2㎡以下	
		案内図板		6㎡以下	
		説明板		4㎡以下	
		避難誘導		1 ㎡以下	
		その他		6㎡以下	
	地上から広告物上端までの高さ		2 m以下	3 m以下	
	相互間距離		5 m以上		
	色彩	彩度の高い色は、2色以下			・ 彩度の最も高い色は2色 以下、かつ使用面積は表示 面積の 1 ／ 3 0 以下 ・ 彩度の高い色は 2 色 以 下、かつ使用面積は表示面 積の 1 ／ 5 以下
		彩度の高い色を地色に使用する場合は表示面積の1／2以下 （色数が 2 色以下の場合を除く。）			
	信号機、踏切からの距離		5 m以上		
ネオンサイン等		禁止			
光源の点滅		禁止			
寄贈者名等の表示部分の面積		表示面積の 1 ／ 1 0 以下			
案内誘導広告物	共通基準	1方向の表示面積（広告塔 は接する2面の表示面積の 合計	禁止	2㎡以下（かつ、広告物の種類別の個別基準に適合する こと）	
		誘導距離		1 km以下	
		色彩		彩度の高い色は、2色以下	・ 彩度の最も高い色は2色 以下、かつ使用面積は表示 面積の 1 ／ 3 0 以下 ・ 彩度の高い色は 2 色 以 下、かつ使用面積は表示面 積の 1 ／ 5 以下
				彩度の高い色を地色に使用 する場合は表示面積の 1 / 2 以下（色数が 2 色以下の 場合を除く。）	
		表示内容		名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要 最小限の事項を表示するものであること	
		ネオンサイン等		禁止	
		光源の点滅		禁止	
		置看板		禁止	
	建植	横の長さ	2 m以下		
		広告物の地上からの高さ	3 m以下		
		相互間距離	5 m以上		
		信号機、踏切からの距離	5 m以上		

8. 禁止物件

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト、信書便差出箱及び公衆電話ボックス
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木(市長が指定するものを除く。)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

【芦屋市】

1. 共通基準

- ①位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとする。
- ②広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。
- ③照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか、夜間の景観に配慮すること。
- ④蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。けばけばしいものとならないよう、色の組合せに配慮すること。
- ⑤建築物等に定着させて表示し、又は設置する広告物等の最上部の高さが、当該建築物等の高さを超えないこと。
- ⑥点滅灯、回転灯、ネオンサイン、電光表示板又は発光ダイオードを利用するものその他常時表示の内容を変えることができる広告物等（以下「LED等」という。）を表示し、又は設置しないこと。ただし、LED等を使用するための合理的な理由があると認められ、必要最小限であり、かつ、小規模なものを除く。
- ⑦アドバルーンは使用しないこと。
- ⑧広告物に使用する1文字当たりの大きさは1平方メートル以下とすること。ただし、地上からの高さが15メートルを超える箇所に掲出する場合は、2平方メートル以下とすることができる。

2. 広告物規制地域ごとの基準

（1）山麓地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②下記の広告は掲出できない。
ア) 壁面突出 イ) 広告旗
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ2枚以下の自家用広告物等
イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、5㎡以下かつ2枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりと
ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下
イ) 1事業所当たり、3枚以下
- ⑤ 色彩
ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。
イ) Y、YR、Rの色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。
ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。
- ⑥ 壁面利用広告
ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下
イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下
ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
 ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
 ・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）
- ⑦ 自己敷地内建植え広告
ア) 面積 ・ 1方向5㎡以下
イ) 数量 ・ 2基以下
ウ) 高さ ・ 上端高さ5m以下
- ⑧ 垣・塀利用
ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する面の1/5以下
イ) 数量 ・ 2個以下
ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可
- ⑨置看板
ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
イ) 数量 ・ 1基
ウ) その他 ・ 道路上不可

（2）住宅地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②広告旗は掲出できない。
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、5㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりと
ア) 1団の土地又は一の建築物当たり、20㎡以下
イ) 1事業所当たり、4枚以下
- ⑤ 色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。

⑥ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・ 個当たり 5 m²以下 ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下
- イ) 高さ ・ 上端高さ 10 m以下
- ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）

⑦ 壁面突出

- ア) 面積 ・ 1方向1 m²以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1 m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ 4.5 m以下
- エ) その他 ・ 道路上不可

⑧ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向5 m²以下かつ個当たり10 m²以下
- イ) 数量 ・ 2基以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ7 m以下

⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・ 個当たり 5 m²以下 ・ 設置する面の1/5以下
- イ) 数量 ・ 2個以下
- ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積 ・ 1方向0.5 m²以下かつ個当たり1 m²以下
- イ) 数量 ・ 1基
- ウ) その他 ・ 道路上不可

(3) 複合地域

① 下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。

ア) 1事業所当たり、10 m²以下かつ3枚以下の自家用広告物等

イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、10 m²以下かつ3枚以下の管理用広告物等

② 色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) 彩度が10を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2色以下かつ表示面の面積の1/3以下とする。

③ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・ 個当たり 20 m²以下
・ 設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下（商業系地域では1/4以下）
- イ) 高さ ・ 規定なし
- ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
・ 意匠が同一のものは1壁面に1個（枚）

④ 壁面突出

- ア) 面積 ・ 1方向1 m²以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1.5 m以下かつ道路境界線から1 m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ 4.5 m以下 ・ 歩道上に表示する場合は下端高さ2.5 m以上
- エ) その他 ・ 道路上不可（歩道上のみ可）

⑤ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向20 m²以下かつ個当たり40 m²以下
- イ) 数量 ・ 2基以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ15 m以下

⑥ 自己敷地外建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向10 m²以下かつ個当たり20 m²以下
- イ) 数量 ・ 2基以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ5 m以下
- エ) 距離 ・ 相互間距離5 m以上

⑦ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・ 個当たり 5 m²以下 ・ 設置する面の1/5以下（商業系地域では1/4以下）
- イ) 数量 ・ 2個以下
- ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑧ 広告旗

- ア) 面積 ・ 個当たり2 m²以下
- イ) 距離 ・ 相互間距離5 m以上（道路の路肩から5 m以内の場所以に表示する場合に限る。）

- ⑨ 置看板
ア) 面積 ・ 1 方向 0.5 m² 以下かつ個当たり 1 m² 以下
イ) 数量 ・ 1 基
ウ) その他 ・ 道路上不可

(4) 芦屋川特別地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②下記の広告物は掲出できない。
ア) 壁面突出（商業系地域は除く。） イ) 広告旗
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
ア) 1 事業所当たり、3 m² 以下かつ 3 枚以下の自家用広告物等
イ) 1 団の土地又は 1 の建築物当たり、3 m² 以下かつ 3 枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ) に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとする（商業系地域は除く。）。
ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10 m² 以下
イ) 1 事業所当たり、3 枚以下
- ⑤ 色彩
ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が 9 を超える無彩色は使用できない。
イ) Y、YR、R の色相において彩度が 10 を超える色及びその他の色相において彩度が 8 を超える色は、表示面の面積の 1/30 以下とする。
ウ) Y、YR、R の色相において彩度が 6 を超える色及びその他の色相において彩度が 4 を超える色（イ）に掲げる色を除く。）は、2 色以下かつ表示面の面積の 1/5 以下とする。
- ⑥ 壁面利用広告
ア) 面積 ・ 1 個当たり 5 m² 以下 ・ 設置する壁面（占用部に限る。）の 1/5 以下
イ) 高さ ・ 上端高さ 10 m 以下
・ 壁面の外郭線からの突出不可
ウ) その他 ・ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
・ 意匠が同一のものは 1 壁面に 1 個（枚）
- ⑦ 壁面突出（商業系地域に限る。）
ア) 面積 ・ 1 方向 1 m² 以下
イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から 1 m 以下
ウ) 高さ ・ 上端高さ 4.5 m 以下
エ) その他 ・ 道路上不可
- ⑧ 自己敷地内建植え広告
ア) 面積 ・ 1 方向 2 m² 以下かつ個当たり 4 m² 以下（商業系地域は 1 方向 5 m² 以下かつ個当たり 10 m² 以下）
イ) 数量 ・ 2 基以下
ウ) 高さ ・ 上端高さ 5 m 以下（商業系地域は上端高さ 7 m 以下）
- ⑨ 垣・塀利用
ア) 面積 ・ 1 個当たり 5 m² 以下
・ 設置する面の 1/5 以下
イ) 数量 ・ 2 個以下
ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可
- ⑩ 置看板
ア) 面積 ・ 1 方向 0.5 m² 以下かつ個当たり 1 m² 以下
イ) 数量 ・ 1 基
ウ) その他 ・ 道路上不可

(5) 南芦屋浜特別地域

- ①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。
- ②下記の広告物は掲出できない。
ア) 壁面突出（商業系地域は除く。） イ) 広告旗
- ③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。
ア) 1 事業所当たり、3 m² 以下かつ 3 枚以下の自家用広告物等
イ) 1 団の土地又は 1 の建築物当たり、3 m² 以下かつ 3 枚以下の管理用広告物等
- ④自家用広告物等、③のイ) に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりとする。
ア) 1 団の土地又は 1 の建築物当たり、10 m² 以下（商業系地域は 20 m² 以下）
イ) 1 事業所当たり、3 枚以下（商業系地域は 4 枚以下）
- ⑤色彩
ア) 各色相において最も彩度が高い色は使用できない。
イ) Y、YR、R の色相において彩度が 10 を超える色及びその他の色相において彩度が 8 を超える色は、表示面の面積の 1/30 以下とする。

ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色(イ)に掲げる色を除く。)は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。

⑥ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・ 1個当たり2㎡以下 ・ 設置する壁面(占用部に限る。)の1/10以下
- イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下
- ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
- ・ 窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く)
- ・ 意匠が同一のものは1壁面に1個(枚)

⑦ 壁面突出(商業系地域に限る。)

- ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下
- エ) その他 ・ 道路上不可

⑧ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向2㎡以下かつ1個当たり4㎡以下(商業系地域は1方向5㎡以下かつ個当たり10㎡以下)
- イ) 数量 ・ 1基(商業系地域は2基以下)
- ウ) 高さ ・ 上端高さ5m以下(商業系地域は上端高さ7m以下)

⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・ 1個当たり1㎡以下
- ・ 設置する面の1/10以下
- イ) 数量 ・ 1個
- ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量 ・ 1基
- ウ) その他 ・ 道路上不可

(6) 沿道沿岸特別地域

①原則として、自家用広告物等、管理用広告物等、案内誘導広告物等のみとする。

②広告旗は掲出できない。

③下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。

- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記のとおりと

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、20㎡以下
- イ) 1事業所当たり、4枚以下

⑤色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) Y、YR、Rの色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色(イ)に掲げる色を除く。)は、2色以下かつ表示面の面積の1/5以下とする。

⑥ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・ 1個当たり5㎡以下 ・ 設置する壁面(占用部に限る。)の1/5以下
- イ) 高さ ・ 上端高さ10m以下
- ウ) その他 ・ 壁面の外郭線からの突出不可
- ・ 窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く)
- ・ 意匠が同一のものは1壁面に1個(枚)

⑦ 壁面突出

- ア) 面積 ・ 1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・ 建築物の壁面から1m以下
- ウ) 高さ ・ 上端高さ4.5m以下
- エ) その他 ・ 道路上不可

⑧ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・ 1方向5㎡以下かつ個当たり10㎡以下
- イ) 数量 ・ 2基以下
- ウ) その他 ・ 上端高さ7m以下

⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・ 個当たり5㎡以下 ・ 設置する面の1/5以下
- イ) 数量 ・ 2個以下
- ウ) その他 ・ 垣又は塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積 ・ 1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量 ・ 1基

ウ) その他 ・道路上不可

(7) 広告物誘導地域

①下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものは許可不要。

ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等

イ) 1団の土地又は1の建築物当たり、5㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

②色彩

ア) 各色相において最も彩度が高い色及び明度が9を超える無彩色は使用できない。

イ) Y、YR、Rの色相において彩度が12を超える色は、表示面の面積の1/30以下とする。

ウ) 彩度が10を超える色(イ)に掲げる色を除く。)は、2色以下かつ表示面の面積の1/3以下とする。

③ 壁面利用広告

- ア) 面積 ・1個当たり20㎡以下
・設置する壁面(占用部に限る。)の1/5以下(商業系地域では1/4以下)
- イ) 高さ ・規定なし
・壁面の外郭線からの突出不可
- ウ) その他 ・窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く)
・意匠が同一のものは1壁面に1個(枚)

④ 壁面突出

- ア) 面積 ・1方向1㎡以下
- イ) 出幅 ・建築物の壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1m以下
- ウ) 高さ ・上端高さ4.5m以下 ・歩道上に表示する場合は下端高さ2.5m以上
- エ) その他 ・道路上不可(歩道上のみ可)

⑤ 自己敷地内建植え広告

- ア) 面積 ・1方向20㎡以下かつ個当たり40㎡以下
- イ) 数量 ・2基以下
- ウ) 高さ ・上端高さ1.5m以下

⑥ 自己敷地外建植え広告

- ア) 面積 ・1方向10㎡以下かつ個当たり20㎡以下
- イ) 数量 ・2基以下
- ウ) 高さ ・上端高さ5m以下
- エ) 距離 ・相互間距離5m以上

⑦ 垣・塀利用

- ア) 面積 ・1個当たり5㎡以下 ・設置する面の1/5以下(商業系地域では1/4以下)
- イ) 数量 ・2個以下
- ウ) その他 ・垣又は塀の外郭線から突出不可

⑧ 広告旗

- ア) 面積 ・個当たり2㎡以下かつ計8㎡以下
- イ) 距離 ・相互間距離5m以上(道路の路肩から5m以内の場所に表示する場合に限る。)

⑨ 置看板

- ア) 面積 ・1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量 ・1基
- ウ) その他 ・道路上不可

3. 案内誘導広告物の基準

- ア) 表示面積 ・1方向の表示面積2㎡以下
・複数の施設へ誘導するために表示する集合看板は8㎡以下かつ1施設当たり1㎡以下
- イ) 地上からの高さ 3m以下(集合看板は5m以下、いずれも建植えに限る。)
- ウ) 誘導距離 案内誘導しようとする施設等から10km以内
- エ) 相互距離 5m以上(建植えに限る。)
- オ) その他 ・案内誘導のために必要最小限の事項のみ表示すること
・方向や距離等、誘導に係る部分の面積を全体の1/4以上とすること
・集合看板については、形状、面積、材料、色彩、意匠等を統一すること

4. 広告物等の種類ごとの基準

(1) 電柱利用

- ア) 規格
- ①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下
- ②巻きつけるもの 縦1.5m以下、1方向の表示面積0.5㎡以下
- イ) 数量 電柱1本につき、突出するもの、巻きつけるもの各1個
- ウ) 道路面からの高さ
- ①突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上)
- ②巻きつけるもの 1.2m以上
- エ) 掲出場所 交通信号機からの距離5m以上

- オ) その他の表示方法 突出するものは
①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること
②柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること
- (2) 街灯利用
ア) 表示目的 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
イ) 1方向の表示面の面積 0.2㎡以下
ウ) 数量 街灯1本につき1個
エ) 道路面からの高さ ①突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上)
②巻き付けるもの 1.2m以上
- オ) 掲出場所 交通信号機からの距離5m以上
カ) その他の表示方法 同一商店街に掲出するものは規格を統一すること
- (3) バス停留所標識利用広告
ア) 1方向の表示面の面積 表示板の表示面の面積の1/3以下
イ) 数量 標識1本につき1個
ウ) その他の表示方法 車両の進行方向から展望できない面に表示すること
- (4) アーチ利用広告
ア) 表示目的 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
イ) 道路面からの高さ 4.5m以上(歩道上2.5m以上)
- (5) アーケード利用広告
ア) 1方向の表示面の面積 0.5㎡以下
イ) 数量 広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
ウ) 道路面からの高さ 4.5m以上(歩道上2.5m以上)
エ) その他の表示方法 同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること

5. 特例基準（大規模小売店舗等において自己の敷地に建植えする自家用広告物を掲出する場合の特例）

(1) 要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物であること

(ア) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗

(イ) 消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(ウ) 農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(エ) 上記以外の小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行う店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(オ) 飲食店業を行う店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が1000㎡を超えるもの

(カ) 駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であるものを有する施設

イ 設置しようとする 自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

(2) 表示面積の合計に係る特例基準

駐車場表示広告物等は、地域によって5㎡又は10㎡以内に限り、表示面積に算入しないことができる。

(3) 数量に係る特例基準

駐車場表示広告物等は、基数又は個数に算入しないことができる（置看板を除く。）。

(4) 大規模小売店舗等における特例基準

10,000㎡を超える大規模小売店舗等については、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、敷地に接する道路ごとに基準の面積や数量を算定することができる。

6. 自動車に表示する広告物等の基準

種 類	区 分	基 準
宣伝車	色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
路線バス	表示面積	1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下
	色彩	彩度が8を超える色は、表示面の1/2以下
	その他	前部には表示しないこと
ラッピングバス	数量	1車体につき1広告
	色彩	彩度が8を超える色は、表示面の1/2以下
	その他	前部、底部及び両側部の前方1/5の部分には表示しないこと 写真を使用する場合は、表示面の1/4以下とすること 車両設備と紛らわしくないものとする 文字数は必要最小限にすること 車窓上部に文字情報を表示しないこと

【豊岡市】

※各基準の抜粋を記載しています。詳細は、豊岡市都市整備課（景観政策係）へお問い合わせください。

1. 許可の共通基準

- ① 広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺景観と調和させる。
- ② 掲出物件は塗装及び装飾し、表示面と調和させる。
- ③ ネオンサイン、電飾等を使用する場合は、昼間における美観維持に必要な対策を講じる。
- ④ 蛍光塗料又は反射光の強い塗料を使用しない。
- ⑤ 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層専用地域、風致地区の境界から100m以内に掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せずかつ光源の点滅を禁止する。
- ⑥ 許可地域において、高さが15mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積（都市計画法の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあつては45メートル、その他の地域にあつては30メートルまでの高さの部分の面積の合計をいう。）の1/2を超えないこと。
- ⑦ 都市計画法の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあつては、一つの敷地内に掲出する広告物（自家用広告物を除く）の表示面積の合計は、10㎡以下とすること。

2. 個別基準

① 屋上利用広告

区分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	4.5m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	3.0m以下（同左）
表示場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	① 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面からの突出禁止	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止
	② 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること。	

② 壁面利用広告

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下（LEDサインを使用する場合1/16以下）	壁面の1/5以下（LEDサインを使用する場合1/20以下）
地上からの高さ	4.5m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	3.0m以下（同左）
その他の表示方法	① 広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること。 ② 壁面の外郭線からの突出禁止 ③ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く。） ④ 意匠が同一のものは、1壁面に1個（枚）	

③ 壁面突出広告

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	4.5m以下	3.0m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	① 壁面の上端を超える突出禁止 ② 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。 ③ 交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止	

④ 自己敷地内建植え広告

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	① 広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下（LEDサインを使用する場合は、1方向の表示面の面積5㎡以下、表示面積10㎡以下） ② 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下（LEDサインを使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下）	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	1.5m以下（LEDサインを使用する場合は1.0m以下。交通信号機からの距離が5.0m以下のときは5m以下）	
その他の表示方法	-	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン、又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

⑤ 自己敷地外建植え広告（野立広告物）

区 分	特定区域を除く許可地域
表示面積	①広告板 1方向の表示の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下）、表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示場所	①特定区域への掲出禁止 ②交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

⑥ 自己敷地外に建植えする道標・案内図板等

区 分	特定区域内に限る許可地域
1方向の表示面の面積	①道標 : 2㎡以下 ②案内図板 : 6㎡以下 ③説明板 : 4㎡以下 ④その他 : 6㎡以下 （表示面が2方向以上の場合にあつては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）
地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認められる場合は5m以下）
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下（案内図板を除く。） ②地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合及び案内図板を除く。）
その他の表示方法	①寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑦ 自己敷地外に建植えする案内誘導広告

区 分	特定区域内に限る許可地域
1方向の表示面の面積	①2㎡以下（下記を除く。） ②集合案内誘導広告物にあつては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下 （表示面が2方向以上の場合にあつては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）
横の長さ	2m以下
地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認められる場合は5m以下）
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）
その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

⑧ 電柱利用広告

区 分	基 準
規 格	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻きつけるもの 縦1.5m以下、表示面積0.5㎡以下
数量	電柱1本につき、突出するもの、巻きつけるもの各1個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上（歩道上2.5m以上） ②巻きつけるもの 1.2m以上
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止
その他の表示方法	突出するもの ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること ②柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

⑨ 街灯利用広告

区 分	基 準
1方向の表示面の面積	0. 2㎡以下
数量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4. 5m以上（歩道上2. 5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	①商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ②同一商店街に掲出するものは規格を統一すること ③厚さ0. 15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること

⑩ バス停留所標識利用広告

区 分	基 準
1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下
数量	1個
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること

⑪ 消火栓標識利用広告

区 分	基 準
規格	縦0. 4m以下、横0. 8m以下
数量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4. 5m以上（歩道上2. 5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）

⑫ アーチ利用広告

区 分	基 準
道路面からの高さ	4. 5m以上（歩道上2. 5m以上）
その他の表示方法	①商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑬ アーケード利用広告

区 分	基 準
1方向の表示面の面積	0. 5㎡以下
数量	広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4. 5m以上（歩道上2. 5m以上）
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ②照明を伴うものであること ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑭ 自動車表示広告

区 分	基 準
色彩等	宣伝車は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
表示面積	路線バス・その他自動車（宣伝車を除く）は、1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下
その他の表示方法	路線バス・その他自動車（宣伝車を除く）の前部には表示しないこと ただし、ラッピングバス等につは、別途基準を適用

⑮ 垣・塀利用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	掲出される垣又は塀の面の面積の1/4以下
数量	2個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと

⑯ 広告幕（壁面を利用するものを除く）

区 分	基 準
道路面からの高さ	横断幕は4. 5m以上

⑰ アドバルーン

区 分	基 準
規格等	幅1. 5m以下、高さ1. 5m以下

⑱ 広告旗

区 分	基 準
表示面積	2㎡以下
相互距離	道路上の路肩から5m以内の場所に掲出するものは、相互間距離を5m以上とすること

①9 置看板

区 分	基 準
1 方向の表示面の面積	2 ㎡以下
掲出場所	道路上には設置しないこと

3. 適用除外広告物における許可等の共通基準

(1) 自家用広告物

区 分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可不要	表示面積の合計が5㎡以下、数量が3枚（基、個）以下の場合		
表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下）	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下）	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
建植え広告物の1方向の表示面積	5㎡以下	10㎡以下	15㎡以下
数量	3枚（基、個）以下	4枚（基、個）以下	5枚（基、個）以下
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止	屋上への掲出禁止（中高層住居専用地域等において、屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く）	—
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）		
その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止（高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止）
その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準（共通の基準、関係する個別基準等）に適合していること。		

(2) 管理用広告物

区 分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下	
数量	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下	
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止		
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）		
その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ③光源の点滅の禁止	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ③光源の点滅が急速なものの禁止（高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止）
その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準（共通の基準、関係する個別基準等）に適合していること。		

(3) 道標・案内図板等

区 分		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可基準	1方向の表示面の面積	①道 標 : 1㎡以下 ②案内図板 : 3㎡以下 ③説 明 板 : 2㎡以下 ④そ の 他 : 3㎡以下	①道 標 : 2㎡以下 ②案内図板 : 6㎡以下 ③説 明 板 : 4㎡以下 ④そ の 他 : 6㎡以下	
		(表示面が2方向以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)		
	地上からの高さ	3 m以下	3 m以下 (市長が特にやむを得ないと認める場合は5 m以下)	
	相互距離	5 m以上		
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5 m以上		
	色 彩 (案内図板を除く)	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)		
	その他の表示方法	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止		
その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準 (共通の基準、関係する個別基準等) に適合していること。			

(4) 案内誘導広告物

区 分		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可基準	表示方法	①当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る ②位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとする	—	
	1方向の表示面の面積	①2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下		
	横の長さ	2m以下		
	地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物は5m以下）		
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内		
	相互距離	5m以上		
	掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上		
	色 彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）		
	その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		
	その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準（共通の基準、関係する個別基準等）に適合していること。		

【丹波篠山市】

1. 許可の共通基準

- ①特に景観に配慮すべき地域又は場所においては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする。
- ②広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。
- ③ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。
- ④蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ⑤第6種地域及び第7種地域において、高さが12mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一つの建築物の壁面合計面積の1/2を超えないこと。
- ⑥都市計画法の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあっては、一つの敷地内に掲出する広告物（自家用広告物を除く）の表示面積の合計は、10㎡未満とすること。
- ⑦規制色（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（以下「マンセル表色系」という。）は、第1種地域から第3種地域は、色相がR（赤）、YR（橙）は彩度6以上、その他の色相は彩度4以上の色とし、第4種地域から第7種地域は色相がR（赤）、YR（橙）は彩度8以上、その他の色相は彩度6以上の色をいう。

2. 地域別基準

（1）第1種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下）
数量	3枚（基、個）以下
その他の表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバラン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分		基 準	
色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下	
屋上広告		設置禁止	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり5㎡以下、壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) 広告幕は長さ15m以下(懸垂幕は12m以下)、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下(高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがいないこと(広告幕は除く) 同一意匠は1壁面に1個(枚)	
	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
壁面突出広告	地上からの高さ	12m以下(高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)	
	道路面からの高さ	4.5m以上(歩道2.5m以上)	
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内で材管の露出している材管又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	庇広告	表示面積の合計 広告物の高さ その他表示方法	5㎡以下 3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下 屋根を超えて突出させないこと
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	5m以下	
自己敷地外建植え広告(野立広告物)		設置禁止	
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 1㎡以下 ・案内図板 3㎡以下 ・説明板 2㎡以下 ・その他 3㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下
その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
自己敷地 外建植え		1方向の表示面積	・2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合は集合看板は5m以下)
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止
その他表示方法		・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

(2) 第2種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下）
数量	4枚（基、個）以下
その他の表示方法	・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ・光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分		基 準	
色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/5以下	
屋上広告		設置禁止	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり5㎡以下、壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内で杆管の露出している杆サイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
庇広告	表示面積の合計	5㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	5m以下	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）		設置禁止	
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下 ・案内図板 6㎡以下 ・説明板 4㎡以下 ・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地 外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止
	その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

(3) 第3種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	15㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下）
数量	4枚（基、個）以下
その他の表示方法	・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ・光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分		基 準	
色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下（1枚当たり3㎡未満は除く）	
屋上広告	1方向の表示面積	7㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）	
	掲出場所	・屋上構造物の壁面に限る ・木造建築物は設置禁止 ・建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ・支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ・ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	その他の表示方法		
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり7㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内で材管の露出している材管又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
庇広告	表示面積の合計	5㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	7㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	7m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）		設置禁止	
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下 ・案内図板 6㎡以下 ・説明板 4㎡以下 ・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	相互距離	5m以上	
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地 外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止
	その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

(4) 第4種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下）
数量	4枚（基、個）以下
その他の表示方法	・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ・光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分		基 準		
色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下（1枚当たり5㎡未満は除く）		
屋上広告	1方向の表示面積	10㎡以下		
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下		
	地上からの高さ	16m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）		
	掲出場所	・ 屋上構造物の壁面に限る ・ 木造建築物は設置禁止		
	その他の表示方法	・ 建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ・ 支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ・ ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり10㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下		
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）		
	その他表示方法	・ 壁面の外郭線からの突出禁止 ・ 窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・ 同一意匠は1壁面に1個（枚）		
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線からの1m以下		
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）		
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）		
	その他表示方法	・ 壁面上端を超える突出禁止 ・ 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・ 交通信号機から10m以内で材管の露出している材管又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
庇広告	表示面積の合計	7㎡以下		
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下		
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと		
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	7㎡以下		
	数量	2基以下		
	地上からの高さ	7m以下		
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものを禁止		
自己敷地外建植え広告（野立広告物）		設置禁止		
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・ 道標 2㎡以下 ・ 案内図板 6㎡以下 ・ 説明板 4㎡以下 ・ その他 6㎡以下		
	地上からの高さ	3m以下		
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上	
		掲出場所	交通信号機・踏切から距離5m以上	
		その他	・ 寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下		
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
	自己敷地 外建植え	1方向の表示面積	・ 2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・ 集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下	
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下	
		横の長さ	2m以下	
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）	
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内	
		相互距離	5m以上	
		掲出場所	・ 交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・ 田園沿道区域は原則設置禁止	
その他表示方法	・ 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・ 方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1 / 4 以上 ・ ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・ 集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること			

(5) 第5種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
数量	5枚（基、個）以下
その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止
その他の基準	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分		基 準	
色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり7㎡未満は除く）	
屋上広告	1方向の表示面積	15㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）	
	掲出場所	木造建築物は設置禁止	
	その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ・支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ・ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なもの禁止	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり15㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
庇広告	表示面積の合計	10㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	10㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	10m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）		設置禁止	
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下 ・案内図板 6㎡以下 ・説明板 4㎡以下 ・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	相互距離	5m以上	
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地 外建植え	方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
	掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止	
その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

(6) 第6種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
数量	5枚（基、個）以下
その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止
その他の基準	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分		基 準	
色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり7㎡未満は除く）	
屋上広告	1方向の表示面積	20㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合にあっては、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）とすること	
	掲出場所	木造建築物は設置禁止	
	その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出させないこと ・支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽すること ・ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり20㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがらないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
庇広告	表示面積の合計	15㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	10㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	10m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）		設置禁止	
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下 ・案内図板 6㎡以下 ・説明板 4㎡以下 ・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	相互距離	5m以上	
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地 外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止
	その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1 / 4 以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

(7) 第7種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
その他の表示方法	・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、LEDサインを使用しないものを除く）
その他の基準	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分		基 準	
色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり15㎡未満は除く）	
屋上広告	1方向の表示面積	30㎡以下	
	広告物の高さ	4m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合にあっては、建築物の高さに4mを加えた高さ以下）とすること	
	掲出場所	木造建築物は設置禁止	
	その他の表示方法	建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出させないこと 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽すること ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり30㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止　・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止　・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
庇広告	表示面積の合計	15㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	20㎡以下、表示面積の合計50㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	10m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものを禁止	
自己敷地外建植え 広告（野立広告物）	1方向の表示面積	10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下	
	地上からの高さ	5m以下	
	相互距離	5m以上	
	掲載場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	その他	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
道標・案内図板等	1方向の表示面積	10㎡以下、標示面の合計20㎡以下	
	地上からの高さ	5m以下	
	相互距離	5m以上	
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	その他	・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
案内誘導 広告	1方向の表示面積	10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下	
	その他基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地外建植え	数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		地上からの高さ	5m以下
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上　・田園沿道区域は原則設置禁止
	その他表示方法		・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1 / 4 以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

3. 各地域共通の個別基準適用の広告物

(1) 電柱利用広告

区 分	基 準
規 格	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻きつけるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下
数 量	電柱1本につき、突出するもの、巻きつけるもの各1個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上（歩道上2.5m以上） ②巻きつけるもの 1.2m以上
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色 彩	各地域の色彩基準を適用
その他の表示方法	突出するものは ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること ②柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

(2) 街灯利用広告

区 分	基 準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
1方向の表示面の面積	0.2㎡以下
数 量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色 彩	各地域の色彩基準を適用
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものは規格を統一すること ②厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること

(3) バス停留所標識利用広告

区 分	基 準
1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下
数 量	1個
色 彩	各地域の色彩基準を適用
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること

(4) 消火栓標識利用広告

区 分	基 準
規格	縦0.4m以下、横0.8m以下
数 量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色 彩	各地域の色彩基準を適用

(5) アーチ利用広告

区 分	基 準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

(6) アーケード利用広告

区 分	基 準
1方向の表示面の面積	0.5㎡以下
数 量	広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ②照明を伴うものであること ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

(7) 自動車表示広告

区 分	基 準
色彩等	宣伝車は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
表示面積	路線バスは、1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下 但し、印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する場合は、この限りでない
その他の表示方法	路線バスの前部には表示しないこと

(8) 垣・塀利用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	①第1種地域から第4種地域1枚当たり5㎡以下 第5種地域は1枚当たり7㎡以下 第6種地域は1枚当たり10㎡以下 第7種地域は1枚当たり15㎡以下 ②掲出される垣又は塀の面の面積の1/5以下
数 量	2個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと

(9) 広告幕(壁面を利用するものを除く)

区 分	基 準
道路面からの高さ	横断幕は4.5m以上

(10) アドバルーン

区 分	基 準
規格等	幅1.5m以下、高さ15m以下

(11) 広告旗

区 分	基 準
表示面積	2㎡以下
表示面積の合計	第5種地域・第6種地域 10㎡以下 第7種地域 20㎡以下
相互距離	5m以上

(12) 置看板・立看板

区 分	基 準
1方向の表示面の面積	2㎡以下
掲出場所	道路路上には設置しないこと

4. 特例基準(大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物を掲出する場合の特例)

(1) 要件

- ① 次のいずれかに係る自家用広告物であること
 - (ア) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
 - (イ) 消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
 - (ウ) 農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
 - (エ) 上記以外的小売業(飲食店業を除き、物品加工修理業を含む)を行なう店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
 - (オ) 駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であるものを有する施設
- ② 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

(2) 各地域における許可の基準

区 分	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚（基・個） 但し、出入り口が複数ある場合は出入口につき1枚（基・個）			
表示面積	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	15㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計7㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計10㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる
数 量	3枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる		4枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
その他	①建築物の壁面から突出させないこと ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止		
	駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする			

区 分	第5種地域	第6種地域
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚(基・個) 但し、出入り口が複数ある場合は出入口につき1枚(基・個)	
表示面積	30㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下) 但し、駐車場表示広告物等は、合計15㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	
数 量	5枚(基、個)以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
その他	①ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なもの禁止 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする	

区 分	第7種地域	
	(1)の①の(ア)から(エ)までに掲げる店舗 店舗面積3,000㎡以上	(1)の①の(オ)に掲げる施設 店舗面積500㎡超3000㎡未満
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚(基・個) 但し、出入り口が複数ある場合は出入口につき1枚(基・個)	
数 量	敷地に接する道路ごとに2基以下 但し、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる	2基以下とする 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる
その他	・ 広告物の上端の地上からの高さが5mを超えるものを掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止かつ急速な光源の点滅禁止 ・ 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする	